

未来を生きる次世代に南砺の未来資本を！

令和2年度 第1回
南砺幸せ未来基金
頑張る人・地域応援事業
募集要項

公益財団法人 南砺幸せ未来基金

1 「南砺幸せ未来基金頑張る人・地域応援事業」とは

本基金では、自然と共生しながら地域の資源を活用することで自立度を高め、安心して暮らせる持続可能な自立循環型社会を目指す市民活動を推進しています。その中で、地域や団体が地域資源を活かした取り組みを実践していくことが重要としており、その活動を支援することを目的として「南砺幸せ未来基金頑張る人・地域応援事業」を実施し、その事業化段階で必要となる資金面への支援を行います。

2 応募資格

- (1) 市内の地域づくり協議会、町内会及び各種団体
- (2) 市内に活動場所を有する民間事業者、NPO、市民活動団体等
- (3) 市内に活動場所を有する個人

(1)～(3) いずれも責任者が明確であり、意思決定の仕組みが確立され、予算決算を含む会計処理が適切に行われていること

※上記の要件を満たしていれば、新規に立ち上げられた団体も対象となります。

3 募集期間

令和2年3月1日（日）～4月30日（木）まで

4 支援内容

事業実施に対し資金面での支援（助成）を行います。

助成金額の上限は総額30万円とし採択件数は3件以内とします。

支援対象期間は1年間を基本としますが、最長3年間まで継続することも可能です。

ただし、実績報告・助成金の精算は毎年度行ってください。

5 事業分野

次のアからキのテーマに沿った事業を募集します。

- ア 暮らしを支える事業
- イ 森里川海のつながりを保全する事業
- ウ 生業・起業・ものづくりを支える事業
- エ 地域の食と農業を支える事業
- オ 子ども・若者を支える事業
- カ 再生可能エネルギーを支える事業
- キ 地域の歴史・土徳文化を支える事業

6 選考の視点

本助成の選考においては、次の5点を考慮して選考をすすめます。

- ア 応募書類はすべてそろっているか、記入もれ・添付もれがないか
- イ 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか
- ウ 本助成活用の意義があるか（他の財源（寄附・事業収入等）では不可能か）
- エ 実施団体等の活動に公益性があるか
- オ 申請事業の実施に、特に下記の点で社会的な意義があるか
 - 必要性（ニーズを把握し、反映していること）
 - 独自性（独自のアプローチがあること）
 - 実現性（成果を挙げるために具体的な計画・予算・人的資源があること）
 - 公益性（定量的もしくは定性的に効果があること）
 - 有効性（事業の成果が地域の課題解決のために有効であること）

7 対象となる経費

助成対象経費	内容
①人件費	助成対象活動に関わるメンバー（実施担当者・事務局）およびアルバイトなどの人件費。 団体の経常的人件費は含みません。
②報償費	講師謝金等
③委託費	助成対象活動に関する委託料
④会議費	会議に伴うお茶代等（酒食は除く）
⑤消耗品費	助成対象活動に係る消耗品費
⑥原材料費	助成対象活動に係る材料の購入費
⑦印刷製本費	助成対象活動に係るチラシ、ポスター、冊子等の印刷製本費
⑧通信運搬費	助成対象活動に係る郵便代・電話料・インターネット使用料等
⑨工事請負費	助成対象活動に係る工事請負費
⑩備品購入費	助成対象活動に係る備品購入費
⑪使用料及び賃借料	助成対象活動に係る会場、資機材等の借上料等
⑫保険料	助成対象活動に係る保険料
⑬旅費	助成対象活動に関する交通費、宿泊費など

8 応募書類の提出

令和2年3月1日（日）から4月30日（木）の期間内に、次の書類を添えて南砺幸せ未来基金事務局に直接持参（午前8時30分から午後5時15分まで。）、もしくはメール、郵送で提出下さい。ただし応募者に対し受け取った旨のご連絡はしませんので、到達確認は電話にて応募者自身が行ってください。なお、提出書類は返却しません。

- (1) 助成申請書
- (2) 申込書
- (3) 実施計画書
- (4) 助成事業収支予算書
- (5) 助成事業実施による成果見込書
- (6) 団体にとっては規則、定款、会則その他これに準ずるものの写し（新規団体不要）
個人にとっては、住民票の写し

※その他内容を分かり易く説明する資料や見積書等があれば添付してください。

※様式は南砺幸せ未来基金のウェブサイト(<https://ecoto.jp>)からダウンロードできます。

9 審査方法

南砺幸せ未来基金頑張る人・地域応援事業選考委員会において、申請内容を総合的に審査します。

10 選考結果通知

選考結果は応募いただいた団体全てに文書で通知します。

11 事業の実施

事業実施に当たっての留意事項

- ・事業採択決定後、助成の手続きを行っていただきます。
- ・適正な予算執行に努めてください。(領収書等の保存)
- ・活動の記録を残してください。(写真、会議資料等の保存)
- ・事業実施状況について、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- ・助成金の交付決定の内容に違反したとき、事業の実施方法が不相当であるとき及び偽りその他不正な手段により助成金を受けたと認められるときには、交付決定を取り消すことがあります。なお、事業が完了後においても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。
- ・事業実施に係る経理書類は、事業の完了年度以降、5年間保存して下さい。

12 実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書の提出をしていただきます。(年度の途中で事業が終了する場合は、事業終了日を含めて30日以内、年度末まで事業を行う場合においても、3月31日に提出してください。)

実績報告書の内容を審査のうえ、助成金の額を確定し、事業実施団体に通知します。また別途開催する交流会にて活動報告を行っていただきます。

なお、複数年度にわたって事業を実施する場合は毎年度実績報告書を提出していただきます。

13 助成金の交付

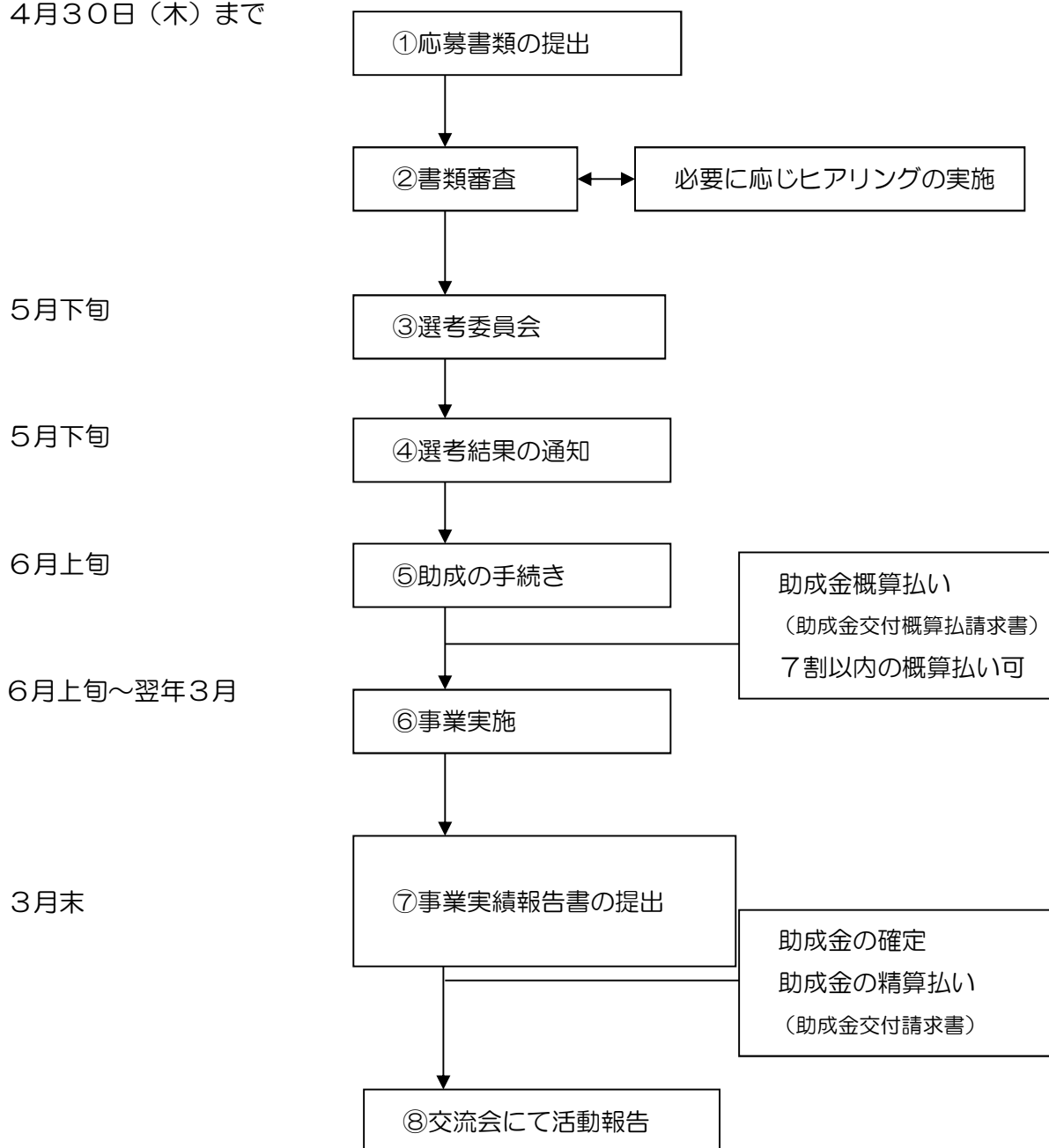
助成金は、助成金の手続き完了後、助成金額の7割を上限に概算払いを請求することができます。助成金の残額については、助成金額の確定後、請求により支払います。

なお、複数年度にわたって事業を実施する場合は年度毎に精算します。

14 応募から事業完了までの流れ

(事業の実施期間が3月末までの場合)

4月30日(木)まで



15 問い合わせ先

公益財団法人南砺幸せ未来基金 事務局 (南砺市役所エコビレッジ推進課)

〒932-0292 南砺市井波520 (井波庁舎)

電話 0763-23-2050 FAX 0763-82-5101

Email: ecovillageka@city.nanto.lg.jp

HP: <http://ecoto.jp>